



令和6年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ “だれもがどれも選べる社会に” ～ 6月23日から29日まで男女共同参画週間 ～

しもつけワイズ

問2

定額減税が実施されるのは令和6年分の〇〇税及び令和6年度分の個人住民税。

〇〇に入る言葉は？

①消費

②所得

③法人

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、男性と女性が職場や学校、家庭、地域で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会のことを指します。

平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が施行され、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

男女共同参画社会を実現するためには、皆さん1人ひとりの取り組みが必要です。

「多様性」という言葉があちこちから聞こえてくる時代。「自分らしさ」を大切に、性別や固定観念にとらわれない自由な発想で、あらゆる可能性を信じられる社会を実現していきましょう。

今年度のキャッチフレーズ

「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」「家事育児は女性がするべきだ」といった、性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が高い割合で存在することが、内閣府が行った調査から明らかになっています。

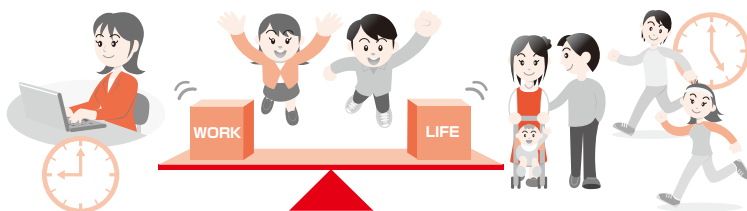
内閣府では毎年、男女共同参画週間のキャッチフレーズを募集しています。今年度は「男女ともに自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会を実現していくためのキャッチフレーズ」を募集し、応募総数2,348点の中から“だれもがどれも選べる社会に”が選ばれました。



市の取り組み

平成28年3月に、男女共同参画推進の基本となる「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」を制定し、同年には「下野市男女共同参画都市宣言」を実施しました。

また、令和3年3月には、新たに「第3次下野市男女共同参画プラン(令和3～7年度)」を策定しました。「多様な生き方を尊重し 支え合い すべての人が活躍できる下野市」の実現に向けて、さらなる施策を推進しています。



第3次プラン 4つの基本目標

- 1 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくり
- 2 だれもが安心して活躍できる社会を支える基盤づくり
- 3 あらゆる暴力の根絶と被害者支援の体制づくり
- 4 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

男女共同参画パネル展示

男女共同参画週間にあわせ、男女共同参画に関するパネルを展示します。

- 日時 6月3日(月)～28日(金)
午前8時30分～午後5時15分
■場所 市役所1階市民ロビー
※同じ内容を市ホームページにも掲載します。



昨年度の展示の様子

■問い合わせ先
市民協働推進課
☎(32)8887